

東京都立翔陽高等学校PTA会則

(名称)

第1条 本会は、東京都立翔陽高等学校PTAと称し、事務所を同校内におく。

(会員)

第2条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者（またはこれに代わる者）とする。
2 全教職員は、特別会員とする。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の理解と協力のもとに、家庭と学校及び地域との緊密な連携を図り、生徒の健全な心身の発展及び、より良い教育環境の整備等、学校教育の充実発展に寄与することを目的とする。

(運営方針)

第4条 本会は特定の政党や宗教に偏らず、また、営利を目的とする事業は行わない。
2 本会は、第3条の目的を実現するために意見交換し、参考資料を提供することはあっても学校の管理や教職員の人事には干渉しない。

(事業)

第5条 本会は、上記の目的を達成するために、次の事業を行う。
(1) 会員相互の理解、親睦、連携に関すること。
(2) 学校教育の振興に関すること。
(3) 生徒の福祉のために活動する他の社会的団体及び機関に協力すること。
(4) その他、目的を達成するために必要な活動。

(本部役員・会計監査)

第6条 本会に、次の本部役員を置く。
(1) 会長 1名
(2) 副会長 4名（うち1名は、副校長とする）
(3) 書記 3名
(4) 会計 3名
2 本会に会計監査3名をおく。（うち1名は、教職員とする）

(本部役員・会計監査の任務)

第7条 本部役員、会計監査、正副部長の任務は次のとおりとする。
(1) 会長 本会を代表する。本部役員会及び運営委員会を招集する。

- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- (3) 書記 議事及び活動を記録する。
- (4) 会計 本会の会計をつかさどる。
- (5) 会計監査 本会の会計を監査し、定期総会に報告する。

(本部役員・会計監査選出)

第8条 本部役員及び会計監査は、別に設けられた選考委員会で推薦され、総会の承認を得て、決定される。

(任期)

第9条 本部役員、会計監査の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員)

第10条 本会に事業部委員をおく。第11条に定める事業部の委員として、広報部委員1名以上3名以下、文化部委員1名以上3名以下、年次部委員2名以上3名以下を各学級より互選によって選出する。

2 委員の任期は1年とする。

(事業部)

第11条 第5条事業を行うために、次の3部をおく。

- (1) 広報部 広報活動
- (2) 文化部 文化事業
- (3) 年次部 年次連絡、年次行事

2 各部は、所属部員の互選によって部長1名、副部長2名を選出する。また、各部に担当の教職員をおく。

3 正副部長は、部を代表し、部活動の円滑な推進を図る。

4 本会は、特別の事業を行うために臨時に部会を設けることができる。

(顧問)

第12条 本会に、顧問をおく。顧問は学校長とする。

2 顧問は、学校の代表者として本会のすべての行事・活動に関与する。

(会議)

第13条 本会に次の会議を設ける。

- (1) 総会 (定期総会は年1回とする)
- (2) 本部役員会
- (3) 運営委員会 (拡大運営委員会を含む)
- (4) 部会

(総会)

- 第14条 総会は本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成し、会長が招集する。
- 2 総会の議長は、総会時に選出する。
 - 3 総会は、次のことを審議する。
 - (1) 決算及び事業報告
 - (2) 予算及び事業計画
 - (3) 本部役員及び会計監査の選出
 - (4) 会則の改廃
 - (5) その他本会の運営に関する重要事項
 - 4 会長が必要と認めた場合、あるいは運営委員会または全会員の3分の2以上の要求があった場合には、会長は臨時に総会を開催するものとする。
 - 5 総会の成立は、委任状を含めて全会員の過半数をもって成立し、議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。

(運営委員会)

- 第15条 総会に準ずるものとして、運営委員会をおく。運営委員会は、本部役員、各部正副部長によって構成し、月1回程度開催し、次のことを審議する。
- (1) 運営全般（各部行事議決、費用承認等）
 - (2) 総会提出議案
 - (3) 総会からの委任事項
 - (4) 臨時事業部の設置及び改廃
 - (5) その他必要事項
- 2 会長あるいは本部役員会が必要と認めた場合、各部委員を含む拡大運営委員会を開催できる。
 - 3 緊急を要するものについては、運営委員会をもって総会に代えることができる。その場合は、次の総会で報告するものとする。

(会計)

- 第16条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。
- 2 会費の額は、年額4000円とする。ただし、事情によっては、これを減免することができる。
 - 3 特別会員からは、会費を徴収しない。
 - 4 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計監査)

- 第17条 年度末決算後、会計監査3名により監査を行い、運営委員会、総会にて、監査結果を公表する。
- 2 監査時には、会長、副会長及び会計が立ち会うものとする。

(選考委員会)

第18条 次年度本部役員を選出するため、本会に選考委員会を設置する。

- (1) 選考委員会は、各学級から1名の委員と副校長、総務担当、1年次・2年次の学年主任よりなる。
- (2) 選考委員は、原則として4月に選出される。選考委員の互選により各学年代表1名を選出し、その中から委員長1名、副委員長2名を選出する。
- (3) 選考委員会は、会員の自薦、他薦を基に、本部役員候補者案を3月中に作成し、運営委員会に報告する。
- (4) 選考委員は、本部役員候補者として推薦されないことを原則とする。選考委員が推薦され、選考委員長がこれを認めた場合は、候補者となった選考委員は選考委員を辞退する。
- (5) 選考委員に欠員が発生した場合、選考委員長の判断により運営委員会にて承認の上で補充を行うことができる。
- (6) 本部は選考委員会担当を1名選出し、選考委員会活動を補佐する。

(慶弔規定)

第19条 会員の慶弔について次のとおり定める。

- (1) 会員の死亡、生徒の死亡に対して、香料を贈る。
 - (2) 特例として、本部役員会で了承された場合のみ、会員の被災に対して見舞金を贈る。
- 2 慶弔費は、次の通りとする。
- (1) 香料 会員、生徒 1万円
 - (2) 傷病見舞い、災害見舞い等は、その都度運営委員会で協議する。

(ホームページ委員会)

第20条 本会のホームページを運営するためにホームページ委員会を設ける。

- (1) ホームページ委員会は、PTA会長と、本部役員（会計監査を除く）、文化部、広報部、1、2、3年次より原則として各1名ずつ（複数名も可）選出されるメンバーで構成する。委員長は、PTA会長が務める。
- (2) ホームページの管理人は、ホームページ委員会で委託することができる。ホームページ管理人には、ホームページ管理費を支払うことができる。

(サポーター)

第21条 本会の活動を円滑に行うためにサポーターを設ける。

- (1) サポーターは1年次、2年次において本部役員、事業部委員として選出されなかった3年次の会員から選出する。
- (2) 選出は3年次の各学級より5名、本部が行う。
- (3) 本部は必要な時期、活動内容を把握し、サポーターに連絡を行う。

[附則]

- 1 平成 17 年 5 月 21 日施行
- 2 第 16 条 2 項の会費額については、年度途中の入会の場合は、半額とする。また、年度途中で退会した場合は、原則として会費の返還は行わない。

[改訂]

平成 18 年 5 月 20 日	第 10 条 第 18 条(2)
平成 19 年 5 月 12 日	第 11 条 2 第 16 条 2 第 17 条
平成 22 年 5 月 15 日	第 18 条 (2)
平成 23 年 5 月 14 日	第 10 条
平成 23 年 11 月 5 日	第 18 条 (1) (2) (3) (4) (5)

[条例追加]

平成 22 年 5 月 15 日	第 20 条 (1) (2)
平成 23 年 5 月 14 日	第 21 条 (1) (2) (3)
平成 23 年 11 月 5 日	第 18 条 (6)

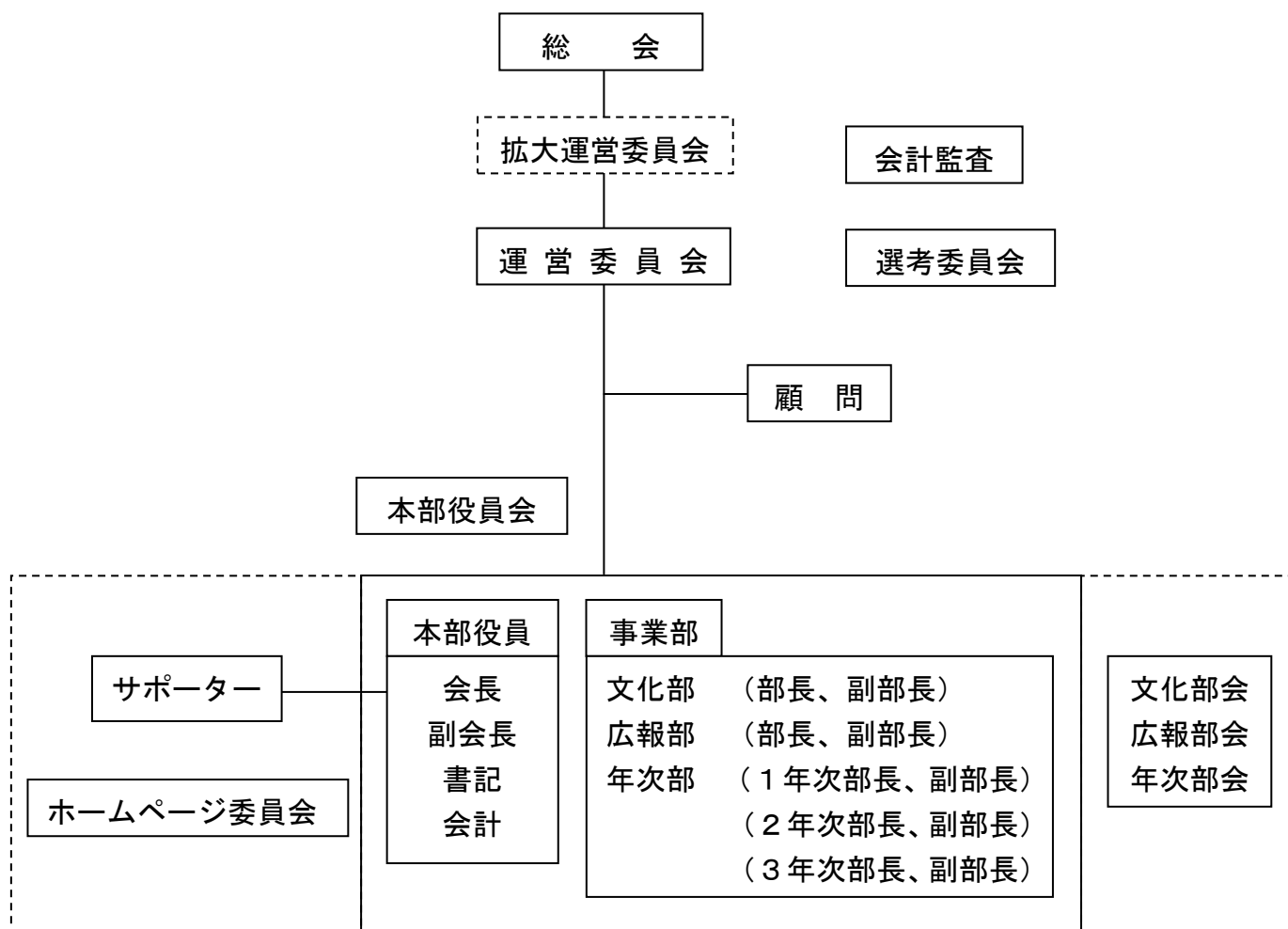
[附則追加]

- 平成 19 年 5 月 12 日
- 3 平成 19 年度に限り、副会長を 4 名とする。(うち 1 名は副校長とする)
 - 4 平成 19 年度に限り、1 年次部の副部長を 3 名とする。

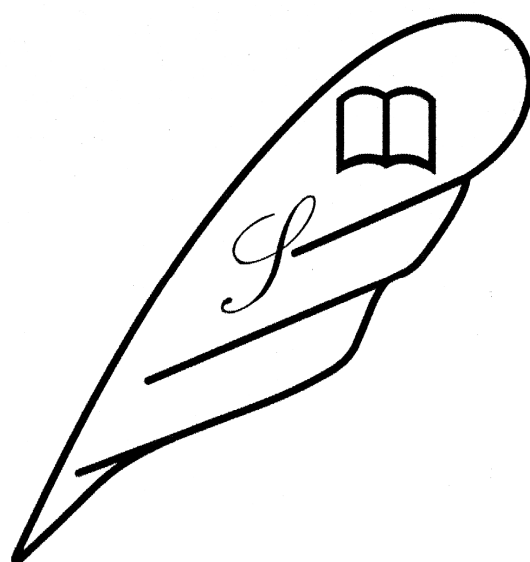
[条例等削除]

平成 20 年 5 月 17 日	第 6 条 (2) 第 18 条 (1) 附則 3、4
------------------	-----------------------------------

P T A 組織図



東京都立翔陽高等学校PTA会則



《3年間要保存》